

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和8年3月24日（火）16時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・教職員の懲戒処分について
- ・行政職員の県立学校長への登用について
- ・新しいタイプの全日制高校「みえ版フレキシブル高校」を設置します

質疑事項

- ・教職員の懲戒処分について
- ・行政職員の県立学校長への登用について
- ・新しいタイプの全日制高校「みえ版フレキシブル高校」を設置します
- ・教育長の退任にあたっての所感について

発表項目

○教職員の懲戒処分について

本日、教職員の懲戒処分を1件行いました。児童生徒に対するわいせつ行為により、免職処分とした案件です。子どもたちに人の道を説く職業にある教員が、このようなあつてはならない事態を引き起こしまして、公教育に対する県民の皆さんの信頼を大きく傷つけることになりましたことを深く受け止めています。教育委員会を代表しまして、お詫びを申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。処分年月日は本日3月24日です。県立白子高等学校 教諭 多賀 弘貴 男性 33歳を免職といたしました。なお、この事案では、被処分者の氏名を公表しています。これは公表に関する私どもの基本的な考え方の中で、懲戒免職処分であつて、事案が重大な法令違反や非違行為に該当し、逮捕、起訴等に伴う報道発表等で被処分者の氏名がすでに明らかになっている場合には、被処分者の氏名を公表することがあるとしていることから、公表するものでございます。この者は、令和7年4月19日午後2時35分頃、名古屋市内の家電量販店の駐車場に停めた自家用車内におきまして、SNSを通じて知り合った当時16歳の女性に対し、電子マネーにて、17,000円を支払った上で、衣服の上から胸部と陰部を触った後、衣服の中に手を入れて直接胸部と陰部を触りました。この行為により、令和8年1月29日午前7時5分頃、この者は、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反の容疑により、愛知県警察名東警察署員に逮捕されました。その後、2月6日に同容疑で名古屋地方検察庁に書類送検され、2月25日に、起訴猶予ということなのですけれども、不起訴処分となりました。補足説明いたします。まず、この教諭が被害者と知り合ったきっかけですけれ

ども、令和7年4月上旬、学校において、高校生のパパ活が話題になったことから、その実態を調べるために、SNSのXでパパ活を検索するうちに、被害者の投稿を見つけ、ダイレクトメッセージにて、被害者と連絡を取り合うようになったとのことです。このやりとりの中で、被害者は名古屋市在住の当時16歳の高校生と言っていたとのこと、教諭は被害者の年齢を把握しておりました。また、当日会うことになったきっかけですが、教諭によりまずと、被害者から「ほしい服の購入費用として17,000円を支払ってくれば、体を触ってもいいので直接会わないか」と提案があったこと、これがきっかけです。なお、今回の懲戒処分は、懲戒処分の指針の児童生徒性暴力等に該当することから、免職と決定したものです。ここで言う児童生徒性暴力の「児童生徒」とは、どこまでの範囲を指すかですけれども、これは教職員が直接かかわらない生徒や、学校に在籍しない者であったとしても、18歳未満の者であれば、該当するということとなります。それから、今回の事案が児童買春に当たるかどうかについても触れておきたいと思います。金品を供与し、相手が18歳未満の児童だと認識しながら、故意でわいせつ行為を行っていますので、児童買春の構成要件を満たしているのとらえています。今後の対応です。今回の事案をふまえて、児童生徒性暴力は、教職員が直接かかわらない児童生徒や学校に在籍しない者であったとしても、18歳未満の者であれば対象になること。それから、児童生徒の同意の有無を問わないこと。それから、原則免職になることなどを、改めて教職員に徹底してまいりたいと思います。また、今、県教育委員会においては、児童生徒性暴力等に係る研修動画を配信し、年度内に全ての教職員に視聴させる取組を進めているところです。これに加えて、県立学校においては、全ての教職員に対し、今回の事案の概要を周知するとともに、県立学校長会議で取り上げた上、令和8年度始めの職員会議においても、こうした事案が被害者に与える影響の重大さや教職員に求められる高い倫理感について、改めて周知し、不祥事根絶に取り組んでまいります。小中学校に対しましても、市町教育委員会を通じまして周知徹底を図ることといたします。

○行政職員の県立学校長への登用について

令和8年4月1日の人事異動において、令和7年度に引き続き、県立学校長に行政職員1名を新たに登用する予定です。なぜこのような人事異動を行うかですが、行政部門の目的指向、成果志向、顧客志向の組織運営は学校にも共通しておりまして、そのマネジメントに対しても好影響が期待できるというのが1点です。それから、行政職員が学校運営を経験することによって、今後の教育行政に還元することが期待できるということが2点目としてございます。なお、これまでに5名の行政職員を県立学校長として任用したことがありまして、今回は今年度に引き続き、2年連続での登用となります。これまでの登用年度、配置校、登用時年齢は配付資料に記載のとおりです。この③に記載されているのは、私自身ということになります。配置校については、県全体の状況を鑑み、決定しますとありますが、誰が、どの学校に配置になったかというのは、明日の人事異動の提供資料にて確認いただければと思います。ただこの人事異動情報の報道は、テレビ・ラジオ・インターネットが3月31日

17時、新聞が4月1日朝刊まで縛りがかかりますのでご注意ください。「行政職員1名を県立学校長に登用する」という情報だけでしたら、明日以降報道いただいても差し支えございません。

○新しいタイプの全日制高校「みえ版フレキシブル高校」を設置します

県教育委員会では、令和9年度より、つまり、1年後ですけれども、新しいタイプの全日制高校として、「みえ版フレキシブル高校」を設置する予定です。まず、こうした新しい学校の設置に至った背景には、近年、不登校経験をはじめ多様な背景を有する生徒が増えておりまして、定時制・通信制高校への入学者が増加するなど、学習ニーズや学習スタイルが多様化してきていることがございます。「フレキシブル高校」とは、全日制・定時制・通信制課程の授業を、生徒が在籍課程を変更することなく、横断的に履修できる新しい制度の高校のことです。「みえ版フレキシブル高校」では、生徒は全日制課程に在籍いたします。その上で、連携する他校等の定時制・通信制の授業を履修できる新しい学びのスタイルとなります。この柔軟な学習スタイルによりまして、不登校経験者や体調面で朝からの通学が難しい生徒も安心して全日制高校で学ぶことができます。配付資料の3 設置校および連携校のところをご覧いただきたいのですが、桑名北高校、久居高校、尾鷲高校の3校をパイロット校といたします。そして、入学定員の一部に「フレキシブルコース」を設けて運用を開始する予定です。その下に記載しておりますように、3校それぞれ運営のパターンが異なります。桑名北高校は北星高校の通信制と連携いたします。定時制との連携はございません。久居高校は、松阪高校の通信制、みえ夢学園高校の定時制と連携するほか、ここには記載していませんのでけれども、令和9年度から本格的に実施する予定の遠隔授業を活用していく方向です。尾鷲高校は、松阪高校の通信制、そして自校の定時制と連携いたします。その下の＊にありますように、普通科の定員の一部にフレキシブルコースを設けます。一部というのは、今のところ20%以内を想定しています。あと、2つ目の＊にありますように、尾鷲高校にはプログレッシブコース、情報ビジネス科、システム工学科というのがあるのですが、「フレキシブルコース」を設けるのは普通科のみです。もう少しだけ説明します。別紙の、「みえ版フレキシブル高校」のイメージを見ていただくと、「みえ版フレキシブル高校」には学校によってパターンが異なる点がもう一つございます。つまり、登校日をフレキシブルにするのか、登校時間をフレキシブルにするのかという違いです。パターン1は、桑名北高校、尾鷲高校のスタイルで、この2校は登校日をフレキシブルにします。図にありますように、例えば週3日登校し、残りの2日で通信制課程を活用する。そんな学校生活になります。パターン2は久居高校のスタイルで、登校時間をフレキシブルにします。3限目から6限目は必ず登校することにし、残りの単位は他校の定時制や通信制を活用する、そんな学校生活になるということになります。

発表項目に関する質疑

○教職員の懲戒処分について

(質) 教諭は、白子高校で担任を持っていましたか。

(答) 担任は持っていません。生徒指導の担当教諭です。科目は保健体育です。

(質) 教諭は今日時点で 33 歳ですか。

(答) はい。

(質) 逮捕された際に、教育委員会で聴き取りをされたと思うのですが、動機はどのようなことを話していましたか。

(答 教職員課) 相手方と合意の上での行為で、トラブルにはならないだろうといった浅はかな考えによって、行為におよんでしまったとコメントしております。

(質) 2月6日に同容疑で書類送検されたというのは、他にもやっていたということですか。

(答) この事案のみです。

(質) 起訴猶予ということですが、この判断に至った理由は聞いていますか。

(答 教職員課) 起訴猶予になった理由は直接聞いていませんが、示談が成立したということとは、教諭から報告を受けています。

(質) 高校生側と示談が成立しているということですか。

(答 教職員課) 高校生であるかは特定できておりません。今回、当時 16 歳で相手方が高校生と名乗っているだけで、実際高校生かどうかは確認できておりません。警察からも、そのことについては答えられないと言われていました。

(質) 逮捕当時は 16 歳だとは思っていなかったと、容疑を一部否認していたようですが、それは今も変わってないのですか。

(答 教職員課) 逮捕当時のことは、詳細につかみきれていないのですけれども、我々の教諭に対する聴き取りの中で、相手方が 16 歳であるということは当初から教諭は認めています。

(質) 事実関係も認めているということで処分に至ったということですか。

(答) そうです。

(質) もともと、なぜわかったのですか。

(答 教職員課) 1月29日に逮捕されたということで我々は把握しました。

(質) 教諭が逮捕されて愛知県の警察の方から、県の教育委員会に連絡と。

(答 教職員課) まず学校に連絡がありました。

(質) それがいつですか。

(答 教職員課) 1月29日です。

(質) この教諭は、書類送検されて不起訴処分になったとのことですが、その間、学校に籍はあると思いますが、どのような扱いになっていましたか。

(答) 年休と病気休暇です。

(質) 教育長からこの事案に対するコメントなどがあればお願いします。

(答) これまでも教諭による児童生徒に対する性暴力の事案もあり、さまざまな場面で盗撮

も含めてこうしたことはいけないという話をしてくれている中で、このようなことが起こっておりますので、非常に怒りも覚えますし、社会に対して大変申し訳なく思う次第です。こういったことは、必ず免職になるということを今後とも教員にしっかりと周知をし、教員も危機意識を高めていかなければならないと思っています。何らかの誘惑にあったときに、自分の人生を台無しにしていいのか、自分に問いただしてほしいということのを改めて伝えていきます。

(質) この教諭の日頃の勤務態度は。

(答) 問題なかったと聞いています。

(質) 生徒に対してのわいせつ行為等、そういったことは全くやったことがないということですか。

(答) はい。これまでもありません。

(質) きっかけとして、高校生のパパ活が最近活発化してきている実態を調べるためにXを使ったということですが、例えば授業に使うとか、教諭はなぜそんなことを調べたのですか。

(答 教職員課) 担当が生徒指導ということで、生徒指導部の中で、高校生のパパ活が話題になったと。本人は、実態としてはどういうものがあるんだろうということをインターネットで調べようと思ったと答えています。

(質) 生徒指導の一環としてということですか。

(答 教職員課) 本人はそう答えています。

(質) ほしい服の購入費用を受け取る代わりに体を触ってもよいというやりとりは、ダイレクトメッセージを通じたものですか。

(答) そうです。

(質) 過去には、何か同様の事案みたいな部分は確認されていないのですか。

(答) 同様の事案はありません。

(質) 今年度の懲戒処分や懲戒免職の数は何件ですか。

(答) 懲戒処分は8件目です。免職が3件目です。

(質) 近年では多い方なのですか。

(答) 昨年度の13件、一昨年度の11件と比べると、今年度は少ない方ですが、処分を積み残している案件もありますので、なかなか一概に、多い少ないというのは言えないと思います。

(質) 教諭は、最初ダイレクトメッセージで何と送ったのですか。

(答 教職員課) 時間も経っており、本人はその正確なものは覚えてないと言っています。

(質) 話題になったから調べないといけない、ということで調べていたという前提があるわけですね。その上で、ダイレクトメッセージを送ったときには、会いたいという思いがあつて送ったというのか、パパ活の実態を調べるためにという狙いがあったのかというと、最初の時点でどうだったのですか。

(答 教職員課) 教諭が言っていることですが、最初ダイレクトメッセージで連絡を取り合うときに、どのような相手を探しているのか等のやりとりをしたということです。

(質) 質問するような感じの、実際調べるようなダイレクトメッセージだったということですか。

(答 教職員課) はい。

(質) 被害者の最初の投稿というのはどんな内容だったのですか。

(答 教職員課) 投稿の内容までは聞いていなくて、検索をしたときに一番上にあがってきたと教諭は答えています。

(質) それはSNSですか。

(答 教職員課) Xの、検索の中でいちばん上にあがってきたものにダイレクトメッセージを送ったということを言っています。

(質) 教職員は既婚者ですか。

(答 教職員課) 家族の状況については、詳細を申し上げることはできません。

(質) 家族の状況を申し上げることはできないと教育委員会が言っていたと書いていいですね。

(答) その点をご理解をお願いします。

○行政職員の県立学校長への登用について

(質) これは他県でも行っているのですか。

(答) 令和6年度に他府県に照会したときに、回答を得たのは38府県なので、全部から回答はもらってないのですけれども、そのときの状況では、本県を含めて12県が実施したことがあるという回答です。実際に令和6年度に実施していたのは佐賀県のみだったようです。令和7年度に三重県が実施していますが、今年度、他府県がどうだったか調べはついていません。令和6年度の調査のときにそういう状況で、他の県でも行っている例はあるということです。

(質) 東海四県に絞ってはわからないですか。

(答 教職員課) 今のところわからないです。

(質) 教育長としては、ご自身が亀山高校の校長をやられたわけですけれども、そのときの経験というのは、是か非か、どうですか。

(答) 私が教育長をさせていただくにあたって、当時の亀山高校長の経験が大変役に立っておりますので、この人事交流は非常に有意義だと思っております。

(質) ということは今回行政職員の県立学校長への登用をやりましょうというのは教育長の発案ですか。

(答) これは行政との交流ですので、当然知事部局でも話し合っていることで、知事の意向も非常に強いです。やっぱり現場を知っている者が、教育委員会を見てほしいという思いが知事にもあるようです。

○新しいタイプの全日制高校「みえ版フレキシブル高校」を設置します

(質) 他県の状況はどうですか。

(答) 他県にも事例がありまして、一番早い事例は神奈川県で令和2年度から実施しているようです。愛知県と岡山県が今年度から実施していて、来年度東京都も始めるという情報があります。その他は聞いていないのでまだ例は少ないと思います。

(質) 全国で4例目ということですか。

(答) それぞれやり方が違っていて、愛知県もフレキシブル高校と言っているのですが、1つの学校に全日制も、定時制も、通信制も作って、その学校の中で行き来する感じです。三重県は、全日制に在籍して、他の学校と交流するというパターンで、やり方としては違います。どちらかという、岡山県の形に三重県は近いと思います。

(質) 多分それは財政規模の問題だと思うけれど、東京はどちらかという、愛知県に近いということですか。

(答 高校教育課) 東京都も愛知県に近いやり方です。

(答) 自分の学校に課程を揃えようと思うと、三重県では、新たに定時制を作ったり、新たに通信制を作ったりしなければなりませんので、そのこと自体に非常に負担があるということで、それはやりませんでした。

(質) 桑名北高校、久居高校、尾鷲高校の3校を選んだ理由はなんですか。

(答) まず、北勢と中勢と南勢に持ちたかったというのが1つあります。あと近くに、連携できるような通信制や定時制があるということも1つの理由です。あと、不登校等を経験した多様な生徒を受け入れている学校であり、教員の方にも受け入れる素地があるというようなことも理由の1つです。そういうことを総合的に考えて、この3校になっています。

(質) 令和9年はこの3校でスタートするということですが、さらに増やすようなことはありえますか。

(答) 今のところ未定で、パイロット校としてやっていきますので、どれぐらいの需要があるのかとか、桑名北のパターンと久居のパターンと尾鷲のパターンで違うので、どのようなやり方が需要に合っているのか等を見定めた上で、今後の方向を定めていきたいと思っています。

(質) とすると、この3校で、それぞれやり方があるのは、例えば久居だからこういうふうにするというよりも、複数のやり方でやってみて、ニーズを確かめるといった狙いですか。

(答) 若干、後付け的なことなのですが、そもそも運営は学校が独自で考えていたでいて、パターンとして分かれたので、ちょうどいいなと思っています。

(質) パターン1だと、登校日以外は自宅での学習も可となっていて、これは通信制の授業を自宅で受ける想定ですか。

(答) 自宅で通信制のレポートを書くなどに使っていただいたらいいということです。別に休養を取ってもらってもいいと思いますし、ある程度自由に設定できるということになると思います。

(質) 全日制の生徒として、全日制課程の中で、自宅学習するということですか。

(答) 全日制に在籍しながら、他校の通信制のレポートを作成や、他校のスクーリングを受けて、単位を取れる柔軟性があるということです。

(質) 全日制だと、自宅で学習すると欠席になってしまうということですか。

(答) いえ、今は遠隔授業などもやっていますので、自宅で遠隔授業を受けて、出席扱いということもできます。

(質) そうすると、それとこのフレキシブル高校との違いというのはどういうものになりますか。

(答) 全日制に在籍しての遠隔授業ですと、その学校のやり方、時間割等に縛られますけれども、このやり方だと、自分で時間割を組むことができますので、より柔軟かと思いません。

(質) そもそも通信制は、時間割の組み方が柔軟にできるという特色があるので、それを活かしてというように考えているわけですね。

(答) 不登校の生徒は、そういうところに少し魅力を感じるでしょうし、朝起きられないという生徒もおりまして、そういう生徒のためには、通信制や定時制を活用してもらおうがいいだろうと考えています。

(質) パターン2なのですけれども、朝、自校で学習または他校の通信制を履修となっていますが、これはこの時間帯に必ずこうしなければいけないというわけではないのですよね。つまり朝が弱い、朝が起きられないとなると、自宅だろうが、学校に通おうが、なかなか難しいと思います。そもそも始めることが難しいと思う生徒もいると思うので、そういう場合はそれを後に持ってくるということはできますか。

(答) そういう生徒は朝、休んで、7限目、8限目あたりで授業を受けてもらうということができるということです。

(質) この3校は、県の高校再編のリストには載っていないということですか。

(答) 今後どうなるのかは未知数ですが、今のところそういう対象にはなっていません。大分先を見据えるとどうかというのは、まだ何とも申し上げられません。

(質) 令和9年度は大丈夫ということですか。

(答) そうですね。ですがここにアガっていることで、もう再編の対象ではありませんということではありません。その辺りの検討はまだしていないということです。

(質) 説明会の時期がわかっていたら教えてください。

(答 高校教育課) 説明会の時期は未定です。

その他の項目に関する質疑

○ 教育長の退任にあたっての所感について

(質) 今日最後の教育長定例会見となりますが、改めて任期を振り返ってのお気持ちをお伺いします。

(答) 大変やりがいのある職でして、全力でやりきったかなというのはあります。教育長という職は政治家とは違って、任期中にこれをやる、あれをやる、絶対これをやり遂げなければならないというようなものではありません。私は教育長の役割というのは、脈々と受け継がれてきている教育の良い部分をしっかりと守り、でも、時代の変化があるので、それにはしっかりと対応していくという仕事だと思います。そしてその営みの中で、教育の質を、これまでより高めていく。そういうことが、教育長の仕事だと思っておりますので、それについては、粘り強く取り組んでいけたと思います。ちょうど私の任期というのは、コロナ禍から正常の状態に立ち戻っていくという段階で、さまざまな問題が生じてきたところでした。例えば、教員不足というのはその頃から課題になっていきますし、不登校が激増してきたのもその頃からでございますので、こういうことに対して、十分ではありませんけれども、精一杯対策を講じてこられたかなと思っています。教員不足に関しては、他県では結構悪化している県も多いのですが、三重県は、現状維持の状況が3年ぐらい続いていますので、教職員課の努力もあって、一定対応できているのではないかなと思います。まとめますと、自分としては、やりがいを持って精一杯取り組んでこられたと思っています。

(質) 任期の中で、特に印象に残っていることがあれば教えてください。

(答) その質問はひょっとしたら来るかと思っておりましたがけれども、一番印象に残っているのはやはり高校再編です。どうしても避けては通れない問題ですので、自分の任期中に少しでも足がかりをつけて、前に進めておきたいということがありました。今年度に4校の募集停止を発表しましたが、この流れというのは避けては通れませんので、次の方にも引き継いでいただきたいなと思っています。この他に印象に残っていることを列挙しますと、みえ四葉ヶ咲中学校の開校、災害時学校支援チームの能登半島への初めての派遣。あと、三重県の教育公務員による部落差別事象は自分としては非常に堪えました。

(質) 次の教育長に受け継いで欲しいこと、三重県の教育がどうなってほしいか、改めてお伺いします。

(答) 先日の議会で津田議員の質問に対して答えたのですが、教育は詰め込むものではなくて引き出すものだという考え方をしっかりと受け継いでほしいと思うのと、今申し上げた高校再編の動きについて、いろいろなところからの批判もありますが、しっかりと説明をしていかなければならないことなので、そこは覚悟を決めて取り組んでほしいというのが、私の強い思いです。

(質) 一般職のときに1回退任されて、外から戻って教育長とされましたが、両期間合わせてのご感想はありますか。

(答) 全部足すと 41 年間になるわけですがけれども、やはり自分は教育という分野に、非常に生きがいを感じる人間だというのは思います。41 年間で最もやりがいを感じたのは学校の校長でしたし、県庁の管理職として一番やりがいを感じたのは教育長ですので、そういう意味では、改めて自分の適性みたいなものがわかったかなというのが、今のご質問に対する回答になるかと思えます。

(質) 前回は定年退職されたときは戦略企画部長で、県庁の司令塔と言われているところのトップでした。それより教育の方が、ご自身としてはやりがいがあったということですか。

(答) 概略を申し上げますと、私の県職員人生の 3 分の 1 が教育、3 分の 1 が企画、3 分の 1 が総務なわけですが、企画系の仕事は、一番やりがいの的には薄いかと思ってます。何か表面をなぞっているようで、これが県民の皆さんにどのように役に立っているのか実感を持ちにくいということがあってですね。総務は、県庁の職員のためになっているということを実感として持てるので、割とやりがいを感じられます。それでもやはり世の中の皆さんに貢献ができているという点では、教育長はすごくやりがいがありましたね。

(質) 今のことに加えてですが、子供が成長していくということを、学校現場ではないにしても感じられるということがあるのですか。

(答) いろいろな報告が各課からきますし、いろいろなイベントに行かせていただいたり、教育委員と一緒に学校現場に訪問する機会も年間 6、7 回ありますので、その度に、子どもたちと話す元気ももらえますので、こちらでいろいろな仕事をしている中でも、子どもたちの成長は感じることができます。

(質) みえ四葉ヶ咲中学校もそうですね。

(答) みえ四葉ヶ咲中学校は、今の体制で非常に頑張ってもらっていて、去年まで不登校で苦しんでいた子どもたちが、学びの多様化学校では 8 割方登校できているという状況がありまして、これは本当に教職員の頑張りが素晴らしいのだと思っています。みえ四葉ヶ咲中学校では異年齢の交流が行われていて、高齢者の方と中学生と一緒に勉強しているわけですが、それが非常によい相乗効果を生んでいるように私には思えます。

(質) 4 月からはどうされるのですか。

(答) それは確定していませんので、公の場ではまだ言いにくいところです。

(質) 知事に何かお伝えしたいことはありますか。

(答) 子ども目線で、教育のことをぜひ今後とも見てくださということを伝えたいです。

(質) 教員の不祥事には、就任直後から苦労されたと思いますけれども、振り返るといかがですか。

(答) 教員の不祥事で処分をしている人数というのは、教員全体の割合でいくと 0.07% から 0.08% です。それをゼロにするという取組がいかに難しいかということです。ただ、

仮に 0.08%であったとしても、いざ起こってしまうと目の前の子どもたちにとっては 100%の出来事になってしまうので、何としてもこれはゼロにしていかななくては行けないということで、私どもは頑張り続けるということです。なかなか無くせませんが、粘り強くやっていくことが大事だと思っています。

以上、16時45分終了